

新型コロナウイルスに関する注意喚起

(その36：英国及びデンマークからの入国禁止の例外等)

令和2年12月23日

(ポイント)

- 12月23日、スウェーデン政府は、英国及びデンマークからの入国禁止に関する例外を発表しました。
- 例外を含む入国禁止は12月24日0時から、2021年1月21日又は更なる通知がなされるまで有効とされています。
- 英国からスウェーデンに入国するすべての航空機は12月31日まで停止されることとなりました（一部例外あり）。

(本文)

1 英国及びデンマークからの入国禁止の例外は以下のとおりです。

(1) 英国からの入国禁止の例外

- ・スウェーデン国民
- ・スウェーデンに居住・勤務している人
- ・輸送及び外交関係者
- ・渡航理由が緊急を有する家族に関する理由である場合

(2) デンマークからの入国禁止の例外

- ・スウェーデン国民
- ・スウェーデンに居住・勤務している人
- ・ボーンホルム島に居住している人又は同島で医療に従事している人で、スウェーデンを経由して通勤しなければならない人
- ・渡航理由が緊急を有する家族に関する理由である場合

2 英国からスウェーデンに入国する航空機については、12月23日16時まですべて停止されていましたが、この措置は12月31日まで延長されることが決定されました。同措置は、公衆衛生庁の判断によりこれ以前に解除される可能性があります。また、同措置は全ての航空便に適用されるわけではなく、貨物便や救急便は例外とされています。

(参考)

<https://www.government.se/press-releases/2020/12/changes-to-the-ban-on-entry-when-travelling-to-sweden-from-the-united-kingdom-and-denmark/> (英語：政府プレスリリース)

<https://polisen.se/en/the-swedish-police/the-coronavirus-and-the-swedish-police/travel-to-and-from-sweden/entry-ban-to-sweden-from-uk-and-denmark/> (英語：警察HP 英国及びデンマークからの入国禁止)

<https://www.government.se/articles/2020/12/frequently-asked-questions-about-the-entry-ban-from-the-united-kingdom-and-denmark/> (英語：政府HP 入国禁止に関するQ&A)

スウェーデンに渡航・滞在中の皆様におかれましては、引き続き手洗い・うがいを励行し、咳エチケットの徹底をはかるとともに、人混みを避けるなど、基本的な感染予防対策に努めてください。特に外出先から戻ったときなどには、石けんを使った手洗いを励行するとともに、必要に応じエタノール系消毒液なども併用してください。新型コロナウイルスの感染・疑いがある旨診断された場合は、当館まで御一報願います。

日本に帰国される方におかれましては、日本到着後の待機場所や移動手段について、以下のリンクを参照願います。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html#Q4-1

これまでに在スウェーデン大使館から発出した新型コロナウイルスに関する領事メールは当館HPに掲載しています。本領事メール以外にも、各種留意事項についてご確認ください。

●スウェーデン外務省（渡航制限）

<https://www.regeringen.se/uds-reseinformation/ud-avrader/>

●世界保健機関（WHO）

<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

●1177番（スウェーデン医療相談窓口兼医療情報ウェブサイト）

<https://www.1177.se/sjukdomar--besvar/infektioner/ovanliga-infektioner/covid-19-coronavirus/>

●厚生労働省

○新型コロナウイルスに関するQ&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

○感染症情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/index.html

○LINE公式アカウントQRコードページ

<https://lin.ee/qZZlxWA>

●法務省：新型コロナウイルス関係

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

●外務省：新型コロナウイルス（日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限）

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

（日本への入国に係る検疫措置に関する問い合わせ）

+81-(0)3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）

（その他の問い合わせ先）

在スウェーデン日本国大使館

TEL：+46-(0)8-5793-5300（閉館時は緊急電話対応業者につながります）

FAX：+46-(0)8-661-8820

HP：<http://www.se.emb-japan.go.jp>

